

第 85 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 10 月 22 日（月） 9：39～12：08

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 45：建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直し（国土交通省）>

（高橋部会長）廃止の方向で取り組んでいただけるのはありがたいが、電子申請化まで待つというのはいかにも迂遠な気がしている。ニーズが高いというアンケート結果が出ているので、電子申請化を待たずに廃止することについて、御検討いただけないか。

（国土交通省）アンケートの多数決の話としてはそういうところはあるが、現に建設業者において非常に不安の声も上がってきているので、1年、2年早めるのではなく、様々な手続きをきちんと進めながら、段階を追って進めてまいりたいというのが、私どもの現在の考え方である。

（伊藤構成員）資料 11 ページのロードマップ案について、下段に書類簡素化のフローチャートがある。これは規制改革会議の議論を踏まえて、書類を簡素化するというところで、32 年度から新様式申請ということになっている。例えば、こちらのスケジュールに合わせて、受領印が必要なところなども含めて見直しを行い、経由事務も廃止する方向で御検討いただけないか。

（国土交通省）今、御指摘いただいたこのロードマップについては、12 ページにあるように政府全体で様々なシステム化や電子化等を行っていくときに、このようなやり方でシステム設計をやっていったらいいのではないかと示されているので、これに沿って取り組んでいる。12 ページの一般的なフローでも、業務の見直しを行った上でシステム化に当たっての要件定義を行って、設計開発に入っていくこととされているので、11 ページのフローチャートでは、簡素化は当然このスケジュールできっちりやらせていただいて、簡素化した仕組みを踏まえて設計していくことが必要だと思っている。具体的には、今、私どもは今年度の予算もっており、来年度の概算要求もさせていただいている。この中で、具体的な中身の作り込みの議論を整理したいと思っている。来年度までに業務フローの整理等を終えた上で、具体的なシステム設計に入っていくと考えると、前回ヒアリングのときに 4～5 年と申し上げたが、それを少し頑張っ、なるべく具体的に落とし込んで詰めてみて、このスケジュールを考えているところである。

（伊藤構成員）書類簡素化のスケジュールに合わせて、経由事務の廃止も一体で行うことはできないか。

（国土交通省）先ほど御説明した部分と若干重複するが、資料 9 ページの今回のアンケート結果を踏まえ、サービスの利便性は低下させるわけにはいかないと思っている。特に、受付の受領印が即座にもらえることについては、この受領印がないと営業活動や受注活動に支障が生じることになる。私どもとしても、様々な書類を求めているということもあり、今までは窓口できちんと確認しながら受け付けていて、不足があれば修正等を行うこととしていたので、その形式的な内容チェックをシステム上で行えるようにするということである。また、事業者が持ってくる場合に、整備局はブロックの基幹都市に所在しているので、遠方になると利便性が低下するので、その分、電子化によって即座に送れるようにして、かつ、システム上で形式的な不備があれば、それ以上進めないような格好にするなりして確認できるよう、合わせてやっていくほうが良いと考えている。

（国土交通省）補足すると、廃止となると整備局が直接受け取ることになる。先ほど御説明したように、現在は都道府県の窓口で、書類を受け取った際にきちんと収入印紙が貼ってあるか等、必要な形式チェックを行っていただいてから、整備局に送付いただいている。従って、都道府県にも若干の御負担感があるということだが、

それを電子申請化に前倒しして整備局に移すことになると、結局そのような事務を整備局で行うことになる。そうすると、今、例えば東京都であれば、都の処理する許可も含めてだが、年間数万件の処理をしており、それを都に相当なスタッフを置いて処理していただいているので、そのうちの何がしかを整備局で負担することになる。そうすると、そのための人員の定員要求をしなければならないので、定員要求などを行って事務を一旦移してから、2年後に電子申請化で簡素化するというのは、若干私どもの都合となり恐縮だが、そのような手間暇や様々なコストをかけるよりは、少しだけ待っていただき、電子申請化と合わせて措置したい。電子申請のシステムが完成すれば、例えば先ほど申し上げたような書類の不足等の形式的なところは、電子申請の手続の中ではねられるようにするよう考えている。そうすれば、一旦政府の職員を増員して事務を行ってから簡素化するよりも、全体として見れば行政機関の事務の効率化にもつながる。私どもの勝手に申し訳ないが、少しお待ちいただいて、電子申請化と合わせてやらせていただけると、全体としての事務が最も効率的に移行できるのではないかと考えている。

(磯部構成員) 地方分権の観点からすると、それはそちらの都合という気がしてしまう。去年からのフォローアップ案件でもあり、経由事務を廃止することの必要性もあるし、根拠があることは去年の段階から重々御承知の上なので、整備局の体制を強化することは必要なコストといえる。もう少し待つて欲しいという気持ちは分からないではないが、それが経由事務の廃止を先延ばしにする理由というのは、どうしても理由として理解し難い。たまたま電子申請化という話もあるので、合わせて一本でということではなく、この経由事務の廃止の要請にどう迅速に応えるかの問題であり、どうしても、一時的にでも人員に必要なコストをかけて措置してはならないという理由が分からない。

(国土交通省) そこは政府全体として、どう判断するかだと思うが、地方分権の観点からすれば、確かにすぐに措置したほうが良いということは、おっしゃるとおりだと思う。ただ、私ども行政を預かる身とすれば、全体の行政機関の効率的な運用等を考えなければならない。私どもとしても、定員が増えるので、未来永劫待っていただきたいというのであれば、それは話が違いうだろうということになるかと思う。システム開発次第ではあるが、約2年のタイムラグの間だけお待ちいただければ、全体としての行政コストが低減する。私どもとしては、定員要求等を行うとなると、別途、制度官庁に要望するとき、2年待てば必要ない人員を今要求するかということになる。地方分権の推進も非常に大変重要な政府としての政策課題だと思うが、一方で、政府の行政の効率化も、同時に追求しなければならない課題だと思っているので、是非両立する方向で進めさせていただければ大変ありがたい。

(高橋部会長) 受付印について、形式要件を確認しないと受付印は出せないのか。

(国土交通省) 申請をきちんと受け付けたということを出している。

(高橋部会長) 行政手続法上は、第7条で申請が行政庁の事務所に到達した場合については、形式的な要件が具備したかどうかについて、補正等、直ちに審査に入らなければいけないと書いてあるので、行政手続法上は、到達すれば、申請されたようみなすこととなっていると思うが。

(国土交通省) 建設業者が今回のアンケートで答えている部分のポイントの中で、仮に郵送で受け付けることになったときに、先生がおっしゃるとおり、書類に不備があった場合でも受付印を出すこととしても、それを地整から建設業者へ郵送で送ることになる。郵送なので、どうしても1週間、3~4日等のタイムラグが生じる。今までだと実際に持って行き、その場で受付印を押してもらっていたので、タイムラグがない。許可を受けていることがないと、受注活動ができないということになる。

(高橋部会長) 申請すれば、それで良いのでは。

(国土交通省) 申請すれば良いので、その申請したということを確認する書類が必要となる。

(高橋部会長) 到達すれば、それで受付印を押せば良いということではないか。

(国土交通省) おっしゃるように受付印を押したとして、それを業者に返却する必要がある。

(高橋部会長) 到達したという段階で、何らかの受付証明を出せば良い。従って、わざわざ形式要件を審査しなくても、書類が到達したという到達証明を出せば、申請中であることが確認できる。

(国土交通省) 形式審査をせず、仮に受付印を出すとしても、郵送の間の数日のラグが生じることを業者は懸念している。

(高橋部会長) 受付印がすぐ欲しいという建設業者の要請は、そういう意味ではなく、直ちに安心したいということ。要するに、事業活動ができるために、受付印をもらっているということに関連業者に示したいというのが、この趣旨だと思うので、行きつ戻りつがあるというのは、また別の話だと思う。

(国土交通省) 制度的には、建設業法の第3条4項で、更新の申請があった場合には、従前の許可は新しい許可がされるまで満了後も効力を有するというように、この制度上、言っているだけなので、特に私どもがどうこうということではない。営業活動の中で、例えば、元請から新しい仕事を受注するときに必要となる。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、申請しているという到達証明だけ出せば、行政手続法上、おっしゃった建設業法の要件をクリアしているはず。よって、受付印が欲しいという話は、御省の手続きが行政手続法にはない取り扱いをしているので、こういう話になっている。

(国土交通省) そういう話ではなくて、先ほどから申し上げているのは、形式審査するまでもなく、来た時点では受付印を押している。ただ、今であれば、その場で押印して返却できるので、業者としては、自分で申請しに行った日にその場で受付印がもらえる。その受付印を以って、現在許可は切れているが、審査している間の証明としている。普通は切れる前に申請するものであるが。

(高橋部会長) それほど切迫している状況であれば、直接行けば良い。ただ、通常であれば、そんなに切迫しないと思う。普通の会社は、切れる直前に申請しないのではないか。

(国土交通省) もちろんそうだが、審査にはある程度時間がかかる。

(高橋部会長) 少なくとも、1週間か2週間前には申請するのではないか。そうであれば、受付印は郵送で返せる。受付印については、少なくとも私は、昔から行政手続法の関係で、形式審査をせずとも、受付印は出すべきだと思っている。御省も、今おっしゃったように、受付印をそのような取り扱いとしているのであれば、すぐに返してあげれば良い。

(国土交通省) おっしゃるように、もちろん十分な期間の余裕を持って出していただけたら良い。ただ、私どもとしても、もちろん30日前までには出してくださいと、いつも指導しているが、建設業者は全国に46万業者あって、実態としては、最後1週間辺りで慌てて出してきたというのが、非常に多いのが現実である。今回のアンケートでも、そのような実情を反映して、受付印をすぐにももらえないのは困るという意見が出てきている。私どもからすると、現実の経済活動を阻害するわけにはいかないのだから、そこも含めて利便性が低下しないような仕組みを講じたい。

(高橋部会長) 時間が経過してしまい大変残念だが、私どもとしては、直ちに廃止していただく方向で措置いただだけの十分な立法事実ができたと思っている。引き続き事務局とよく御調整の上、閣議決定まで御協力いただければと思う。大変お忙しいとは思いますが、引き続き、よろしく願いたい。

<通番3：児童養護施設に配置すべき職員の数に幼稚園教諭を含めることができるよう見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) スケジュールはどのような段取りか。

(厚生労働省) まずは閣議決定に向けた書きぶりについて、事務局と御相談させていただきたい。実施に向けたスケジュールを具体的に示すことは難しいが、都道府県等において条例改正などの手続が必要になるため、それも踏まえながら、早期に実施ができるように検討を進めていきたい。

(高橋部会長) 厚生労働省の手続的には、何かあるのか。

(厚生労働省) 省令を改正する必要があるため、パブリックコメントにかける手続が国では必要になる。その上で、今度は自治体のほうで条例の手当てをしていただくという段取りになる。

(高橋部会長) 具体的に対応する審議会にかける等は必要ないのか。

(厚生労働省) 審議会に付することが想定されるわけではない。報告事項のような形でお示しする必要はあるかと思うが、諮問、答申のような形までは必要ないと思う。スケジュールについては、今後また分権事務局とよく御相談させていただければと思う。

(高橋部会長) 関連する審議会にかけないと結論が出せないということではなく、説明や報告は実施するが、何かかけないと物事が決まらないという話ではないと。

(厚生労働省) 法令的にこの審議会の諮問、答申をやらなければいけないということまでではない。ただ、いずれにしても、関係団体への報告や、関係各方面にきちんと御説明するという手順は必要かと思うので、その点はきちんと精査をさせていただきたいと思う。

(高橋部会長) 是非丁寧しつつ、迅速に、可及的速やかに措置していただければと思う。事務局はそれでよいのか。

(小谷参事官) 省令の施行に関して、地方団体の来年度スタートに間に合えばと思うので、スケジュールは御相談の上、進めたい。

(磯部構成員) 今回、認める方針とする背景には、幼稚園の教諭だけを排除することには、明示的な合理的な理由がないと御判断されたということなのか。

(厚生労働省) 現在でも保育士及び児童指導員と書いてあって、保育士そのものにかえて、幼稚園教諭だけを特別に保育士を代替するものとするのは難しいと申し上げたが、片方の児童指導員の省令を精査すると、今でも児童指導員には小学校教諭等も入っており、教育学を履修した者も入っている。この児童指導員を引用している他の制度もあるので、そこにどのような影響があるかということ、バランスや他制度への影響等を精査し、その上で団体の御意見もよく伺った上で、このような対応であれば十分対応ができるという結論に至ったということである。

<通番10：子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善に係る制約の見直し（内閣府・文部科学省・厚生労働省）>

(高橋部会長) 説明はなかったが、資料4の提出資料は何か。

(小谷参事官) この資料は前回のヒアリングと同じ資料で、今年度見直したことの説明等である。この資料に加えて、全国の自治体に行脚し、先ほど説明があったような意見を聞かれている。

(高橋部会長) わかった。

(伊藤構成員) 自治体あるいは現場の声を聞いたとのことだが、それを踏まえてこの配分方法をさらに見直すという方向性は考えているのか。また、配分方法はそれぞれの園の状況に応じて異なっているのもう少し2分の1という職員への配分要件を緩めて欲しいという声等もあるのではないかと思うが、今の時点でどのように考えているのかお伺いしたい。

(内閣府) 制度創設をして、2年目に早速見直しを行った。本来であれば1年目の実施状況をしっかり精査して行うべきものだが、同時並行でかなり大きな見直しを行ったところである。さらに見直すかどうかについては、現時点では2年目の実施状況を把握、確認してからだと思っている。どのように評価するかは、様々な視点があるが、前回説明したとおり、1年目の実施状況は資料13ページに初年度の取得状況を記載しているが、保育所の80%を初めとして、記載のような実施状況であった。特に資料14ページの地域型保育の小規模園については、36%とか60%であり、保育所等に比べると低い比率になっているので、そういったところには課題はあると思うが、現時点で要件緩和を検討している状況ではない。しっかり調査を行い、把握した上で検討することになる。その他で研修の機会や書類の様式、事務負担が非常に重たい等は不断に見直さなければならないと思う。

(伊藤構成員) 実施状況を踏まえてということかもしれないが、自治体等からいろいろな声が出ているはずであり、毎年状況がかなり変わってくる可能性もあるため、できるだけ柔軟に見直していただきたいというのがこの提案の趣旨であり、何とか対応いただけないか。前回のヒアリングでも言及したが、この2分の1という職員への配分要件の根拠自体が適切かということや、先ほども手続的に複雑という説明もあったが、むしろ現場に人数割りで、ある程度の予算を枠として与えて、その中で柔軟に運用することになれば、かなり支障は解消されるのではないかと思う。もちろん予算や財政当局との関係もあると思うが、現場でいろいろな声が出ているということであれば、柔軟に見直すという考え方もあるのではないか。

(内閣府) 御指摘の点については、先ほども説明したとおり、保育士や幼稚園教諭の賃上げは、長年、課題となっており、長年ベースアップと勤続年数に応じた賃上げという2つの要素で進めてきた中で、初めて保育士業界も医師や看護師あるいは弁護士と同じような専門職能集団であるということで、2つの要素だけではなくて、しっかり技術や技能を磨いていただいて、保育士業界もそうやって副主任級あるいは主任級といったような職階を積んでいけるということにした。これまで、保育士や幼児教諭は結婚して退職されるというような一般的なサイクルだったが、これから長年定着していただかなければならないし、若い職員も保育士や幼稚園教諭が専門職能集団なのだとか誇りを持って長く働いていきたいという気持ちがあるので、ある程度職階を作っていくという思いは揺るがない。ただ、現場においては長年の経緯があるので、当然、そこにあつれきが生じてくるとは考えている。

(磯部構成員) 私も専門職としての技能を発揮してもらおう仕組みには大賛成だと思うが、そうであると、普通はプロフェッションの自律に委ねる。国が2分の1という要件を設けることに、必ずしも合理的な根拠はないのではないかとすることが、伊藤構成員が指摘していることであり、なぜ現場に委ねないのか。どのように職能を発揮していくのか、自己研さんを積んでいくのかということは現場によって事情はいろいろであり、むしろ

現場の裁量に委ねることこそが専門職性を尊重することではないかと思うが、いかがか。

(内閣府) 御指摘のとおりだと我々も理解しているが、恐らく弁護士や医師、看護師、学校の先生等に比べると、保育士、幼稚園教諭の職能集団としての自律性というものが、まだ十分できていないというところがある。また、給与自体に行政がどこまで関与していくのか。加算等ということもなくても、基本分単価で支払った中で自由に決めていただくことが本来あるべき姿であるが、基本分単価と加算で分けて、この加算についてはしっかりと条件を入れて、事前の計画と事後チェックで、給与として支給しているかどうかを一人一人確認している。そこも本来の労使自治の世界からかけ離れている。さらに人件費として支給している中で、副主任級だとかリーダーだとか介入しており、我々もここは本来あるべき姿からかけ離れているので、将来的な方向としては徐々に委ねていくべきであろうと思っている。現時点では職能集団の自律性に委ねる段階に至っていないで、今は途上段階なのではないかと個人的には受けとめている。

(高橋部会長) 2人の構成員から指摘したように、2分の1という職員への配分要件の根拠が明確にできない中で、かつ、アンケートでもこの基準では身の丈に合った処遇ができない、施設のバリエーションに合った配分ができないということで、もう少し柔軟化していただくことがお願いできないのかと思う。見直しについて、もう一回いろいろと意見を聞いて検討していただくということで良いか。

(内閣府) その点は、こちらの2次回答にも記載しているとおりなので、現状の状況をまずデータとして把握していきながら、提案のような配分方法や研修方法や事務負担の問題もあると思われるので、全体的にどこに原因があるのかは不断に見直していきたい。

(高橋部会長) 今年度中に検討するということが良いか。もしくは平成30年度中に検討するということになるのか。

(内閣府) 初年度の平成29年度の実施状況は平成30年7月頃に取りまとめた資料に載せているので、今度は平成30年度の実施状況を調査して取りまとめるというのが、早くても来年6月、7月になってくると思う。もちろん数字だけではなく、現場の方に対していろいろなアンケート調査を実施するが、そういったことは、我々は自治体や園の方々いろいろな繋がりがあるので、引き続きしっかりフォローしていきたいと思っている。

(高橋部会長) その際、運用上の問題点や非活用の理由について、詳細に把握できるように調査するということが、事務局ともよく相談の上、調査や制度設計していただきたいと思うが、いかがか。

(内閣府) 承知した。

(高橋部会長) 研修はどこが実施するのか。

(内閣府) 研修は都道府県単位で実施している。大学や短期大学が受託していたり、最近では民間企業が受託したりしている場合もある。県ごとに保育士の養成学校がある。

(高橋部会長) 研修の実施を義務化すると、厳しい受講時間等の細かい縛りがかかって、自治体としては研修しにくいみたいになると困る。そのような提案が再度ないように、問題とならないように義務化となると制度設計を考えていただきたいが、よろしいか。

(内閣府) こちらも看護師や医師と同じように、専門職能集団が職務の技能のレベルアップをしていくときには、技能の研修が一番核になる。ただ、受講しやすいような配慮等といったことは、業界の方、行政の方、あるいは大学の方等と上手く意識を合わせていきながら機会を作ったり、レベルの高い研修会を実施したい。

(高橋部会長) 研修実施主体の都道府県ともよく調整していただき、厳しく縛らないように、また同じ提案が提出されないよう検討いただきたいと思う。協力をよろしくお願ひしたい。

(磯部構成員) 1年目の実態調査がわかる前に大胆に2年目から制度を見直したことは、素晴らしいことだと思う。これだけ地域の声をたくさん聞いて、ここは少し動かした方が良いのではないかというときに動く。この対応こそが制度への信頼も高めるし、自治体との信頼関係も増していくのではないかという気がするので、制度を見直さないというのは、もったいないような気がする。今回、多くの提案を見るが、地域からこれだけの数の支障が出てくるのはそうそうない案件である。だから、そういう声に耳を傾けて、変えるべきところは大胆に今後も変えていくような姿勢は保っていただきたいと思う。

(高橋部会長) ありがとうございます。引き続き、よろしくお願ひしたい。

<通番5：家庭的保育事業者等における連携施設に関する要件の見直し（内閣府、厚生労働省）>

(高橋部会長) 連携施設として、企業主導型保育所など具体的にどのような施設が認められるのか検討できないのか。企業主導型保育所はしっかりとした企業が設定していることから、きちんと連携施設に必要な3つの機

能を備えていると我々は思っている。このような施設を具体的に列挙して、可能なものについては認める方向で検討できるのではないか。

(厚生労働省) 今後の検討の中で、御指摘のあったような企業主導型保育所を連携施設として認めていくことについて、選択肢として排除しているものではない。私どもも提案いただいている市町村の意見は承知しているところ。いろいろな市町村があるので、現場では実際にどのような運用状況になっているかということもよく調べてみたい。企業主導型保育事業も始まって間もない制度で、非常に取り組みの優れているところもあれば、なかなか定員が埋まらずに苦戦しているところもあると聞いている。

よく現場の実態も聞き、子ども・子育て会議での議論を経て議論したい。家庭的保育事業等のもともとの趣旨が、認可保育所しかなかった時代に待機児童解消の切り札、あるいは子どもが減少していく地域での保育の受け皿の確保という観点でできた制度であり、安心感を持って利用できるようにする必要があるので連携施設ができた。そのような趣旨に適した運用ができるものか、しっかり確かめた上でやっていくため少し時間を頂戴したい。

(伊藤構成員) 経過措置期間を延長する方向なので、一定程度時間的余裕ができたと思うが、連携施設の確保がより促進されるよう単純に期間を延長しただけでは、単なる先延ばしということになる。現状でも認可保育所に入れない方々にとって、認証保育所や保育室、自治体がある程度基準を設定して認めている施設は、代替的な選択肢の一つになっている。そのような一定の質を確保できる施設であれば、連携施設として認める方向を検討いただきたい。また恐らく検討いただけるということだと理解している。その際に、どういう基準であれば認めるのかということについて、関係者の方々にもできるだけ早く示していただきたい。自治体としても、次の延長期間まで食い込んでしまうと、対応が後手に回る可能性もある。子ども・子育て会議で検討ということだが、できるだけ早く検討いただきたい。スケジュール等についても、今の時点で見通しがあれば伺いたい。

(厚生労働省) 今後議論していく中で、物によっては新たな調査や現場のヒアリングなどを必要とせず、現時点で子ども・子育て会議での議論の中で決断ができるものもあるかもしれない。一つの方向性ではあるが、もう少し丁寧に自治体の現場や運営の状況などを調査・ヒアリングをした上で、そのような材料をもとに検討していこうというものも出てくるかもしれない。いずれにしても5年間は延長するが、私どもも今のまま放っておけば5年後も同じことが起きるといった問題意識は持っている。必ずこの延長期間のできるだけ早い時点でしっかりした見直しの方針を示すことは必要だと思っている。一発で回答が出るもの、物によっては短期的に結論が出るもの、少し議論を経て結論が出るものも含めて、しっかり見直していきたいと思っている。

(伊藤構成員) その際に、こういう施設であれば連携施設として全然支障がないといった、自治体や現場の声も聞いて、議論に反映させていただきたい。

(磯部構成員) 連携施設としてどういうものを設定するのかという点について、その基準自体は、やはり国が作らなければいけないのか。各自治体で、うちではこういう要件でこのようなものを認めるというように、連携施設を各自治体の事情に即して、どのように質の確保を図っていくかを自治体が決めるというアイデアはないのか。可能であれば伺いたい。

(厚生労働省) 国の制度の中で、どこまで自治体の裁量、判断の幅を認めていくかは議論の余地がある。もともとの経緯から申し上げますと、平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度ができる前は、国の制度としては基本的に認可保育所しか保育の受け皿はなく、認定こども園などもあったが、定員が20人以上のものしか国の財政支援ができる制度はないという状態が続いていた。子ども・子育て支援新制度のスタート時に、定員が20人を下回るものであっても一定の基準を満たすものは国の制度として法律上の認可をし、財政支援もするという仕組みがスタートしたときの一つの設計として、規模が小さいがゆえに、職員さんが倒れたときなどのメンテナンス、0歳から2歳を基本としていることから3歳以降の対応、それらの道筋をつけることによって安定した運営ができ、利用者の方が安心してお子さんを預けることができる。そのようにした制度の経緯がある。国が制度化・法定化をして、財政支援もしていることを考えると、完全に自治体の自由というわけにはいかない。基本的なひな形、認可保育所に匹敵する安心感を提供できる施設の中で、どこまで自治体の自由が認められるのかという議論になると思う。

(磯部構成員) この制度の経緯は分かるが、それは個別事務分野の話であり、国と自治体の関係はどうあるべきかということ、パソコンで言ったらOSレベルの基本的な仕組みの問題。そのときに、国が何でも従うべき基準を定めるとか、最早そういう時代ではなく、基本は参酌基準ではないかという中で、どうしてこの分野だけ厳しく定める必要があるのかと考えている。自治体側で独自に判断する余地を認めるのがデフォルトというよ

うに組みかえる、それでもこの部分だけは必ず項目としてクリアしなければいけない、とガイドライン的に示すことも考えられるかもしれないが、そういう視点も必要ではないかと思う。

(厚生労働省) 現状でも各自治体の判断で、国から見れば認可外保育施設のものについて、基準を定め財政支援を地方単独事業でするということは認められている。現実にそのような施設は社会実態としてもたくさんある。そういう意味では、病院のような許可制度とは違い、保育のような制度は自治体の自由は最終的には保障されているものだが、国の財政支援を行う範囲として、国の税金が投入されているのに地域によって厳しさが異なるということは、そこは一定の限界の中でどこまで地域で対応ができるか。それとは別に、各自治体が認証、認定制度を作って、地域独自の保育制度の運営をしている部分については、今でも許容されているところ。

(伊藤構成員) 子ども・子育て会議で見直しの方向性で進めていくことは感謝するが、そもそも全国知事会等は従うべき基準自体の参酌化ということにかなり力点を置いている。現状、連携施設を従うべき基準で認めているということ自体をかなり問題視されている。仮に今後見直したとしても、自治体の現場の状況を踏まえない従うべき基準で認められてしまうと、また参酌基準化を求める提案が出てくる可能性がある。その場合には、我々としてもまた対応することになると思う。その点については認識いただきたい。また来年から幼児教育の無償化の話があり、その対象になるものと連携施設の話がリンクするのか、そこも含めてできるだけ早く対応いただきたい。

(厚生労働省) 幼児教育無償化の対象範囲の話と連携施設の話はリンクしていない。幼児教育無償化は昨年12月、あるいは今年6月の閣議決定の中で対象施設の範囲の方針が示されているところだが、そのときに幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業といった認可施設に加えて、待機児童が全国にいて、認可施設に入りたくても入れないお子さんがいる状況に鑑みて、認可外保育施設も対象とすることになっている。したがって、今議論されている認可施設の範囲、あるいはその要件としての連携施設の議論よりも広い範囲が幼児教育無償化の対象になっている。国の財政支援が全くないような認可外保育施設についても、その保護者の保育料負担という意味では、金額の上限はあるが、幼児教育無償化の対象になるという方針が閣議決定されている。だから急がなくていいという意味ではないが、念のため関連性がないということだけは説明させていただく。

(高橋部会長) まずは早目にできるところから取り組んでいただくということと、連携施設を認める際には、厳しく縛るような基準ではなく、自治体が地域の実情に応じて適用可能な形で検討していただきたい。

<通番7 保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等(内閣府、厚生労働省)>

(高橋部会長) まず、最初に、明確化していただけるとのことだが、満3歳以上の児童の新規受け入れができるかどうかというのは、自治体にとっては、法律だけ見ても確信が持てないところだと思う。さらに言うと、定員を設定して良いかどうか、「特段の事情がある場合については受け入れることができる」と書いてあるので、継続だけであるとか、新規は不可で定員設定もすることも難しいのではないかと思う自治体もあると思うので、それぞれについて可能であるということを明示的に通知で示していただきたいと思うがいかがか。

(厚生労働省) 指摘を踏まえて、対応したい。

(高橋部会長) 特段の事情というのは、これ自体がかなり限定的に受け取られがちだが、離島などは例示であって、自治体はその特段の事情は基本的に地域の実情に応じて判断できるということで良いかということだが、その点はいかがか。

(厚生労働省) もともと特段の事情という割と曖昧な日本語にしてあるのは、待機児童が何人以上であるとか、離島振興法の内容であるとか、そのように書く要件も他にある中で、比較的自治体の皆さんが個別の事情を判断しやすいように抽象的な規定にしているところである。

ただ、法律の規定は、事業所内保育事業全般が一つの定義規定になっているので、定員規模が20人未満の規模が小さく、小規模保育と同じような役割を果たすものと、定員規模が20人以上で事実上保育所と同じ規模があり、かつ、基準的にも保育所と同じものが適用されているものでは、そこら辺の読み方も違っていいはずであるが、法律上の規定は両者をひっくるめて事業所内保育施設と書いてあるので、そのあたりも自治体の方に見たら運用が難しかった面もあるかと思う。

私どもも、また通知という形態にするかどうかは不明だが、自治体にお示しをする中で、特に20人以上の保育所型の事業所内保育については、こういう取り扱いが可能であるということをしつかり明示的にお伝えしたいと思っている。

(高橋部会長) その特段の事情についても、抽象的に書いたのは、幅広く受けとめられるような立法趣旨である

ということもお示しいただけるということで良いか。

(厚生労働省) はい。

(高橋部会長) そうだというお答えをいただいたということで、ありがとうございました。

2番目の話について、これは子ども・子育て会議で検討するということであるが、スケジュール的にはどのように考えているか、教えていただきたい。

(厚生労働省) 子ども・子育て会議は、この件だけではなく他にもいろいろやっているが、まだ年内に何度か開催の予定があるので、その中で地方分権でいただいている提言等についても紹介し、議論をさせていただきたい。

その中で、先ほど重点事項5のほうでも申し上げたとおり、年内に直ちに結論が出るものと、もう少し実態を調べ、材料をそろえてから、子ども・子育て会議でもさらに議論を深めていくものに分かれていく可能性はあると思う。必ずしも一度で全ての事項について結論が出るとは限らないが、議論の開始は年内の数回予定されている子ども・子育て会議で、まず語りたと思っている。

(高橋部会長) どうもありがとうございます。

(伊藤構成員) この資料の書きぶりを理解していない可能性はあるが、要は3歳児以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業所は、既にその子たちは入っているので、連携施設は特に必要ないということである。その部分はかなり単純な議論で認められるもので、連携施設は不要であることを省令等に書いていただく形での改正であるが、それも子ども・子育て会議に上げなければいけないということか。

(厚生労働省) 指摘のとおり、実態としては3歳から5歳のお子さんがあるのが、省令上の基準としては、こういうところも現在連携施設を確保することが義務づけられていて、それが5年間の経過措置として免除されているが、法令上は義務づけられている状態ではある。そのため、法令上のそのような基準を改正するためには、もともと基準をつくるときに、子ども・子育て会議で議論して了解していただいでできている基準であるため、その見直しについても子ども・子育て会議に語り、議論いただいた上で了解を得たいと、手続としては思っている。

(伊藤構成員) 手続としては承知したが、かなり単純な話であると思っているので、その点、対応をお願いしたい。

(高橋部会長) そこは良いか。

(厚生労働省) 子ども・子育て会議で議論させていただくという答え以上のことは、議論を先取りしたような答えは難しいが、こちらでいただいている議論も十分紹介し、子ども・子育て会議で議論させていただきたい。

(高橋部会長) では、その方向で是非議論していただきたい。そうすると、閣議決定には間に合うということか。

(厚生労働省) 普通は年末である。

(高橋部会長) 年末の閣議決定までには部分的でも良いが、何がしかの結論を出すということで良いか。

(厚生労働省) そこも含めて子ども・子育て会議での議論だが、間に合うようなタイミングで議論をさせていただきたい。

(高橋部会長) 事務局は、それで良いか。

(小谷参事官) 前向きに議論いただいている。フォローしていく。

(高橋部会長) では、そういうことで、是非積極的に議論を頂戴したい。お忙しいところをありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

<通番 15：町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（国土交通省）>

(高橋部会長) 全体として、平成27年から28年、29年、30年と3年間検討いただいているところ、取組としていかがだったのかという気はする。特に今年度はどのような具体的な取組をされたのか。具体的に、個々の都道府県に出向いて説得するなど、そのようなことまでされたかお聞きしたい。

(国土交通省) 前回のヒアリングで御説明させていただいたとおり、運用指針を改正したときの通知の際に、今回の趣旨を明らかにした上で、運用指針の通知をしている。あわせて、全国の都市計画課長が集まる会議等で口頭ないしは様々な資料を提示しながら御説明したところであるが、少し取組みが不十分だったのではないかと御指摘も前回いただいたため、今回、分権室と御相談の上、このような閣議決定があるということに記載した上で、改めて策定を御検討いただけないかということを出させていただいた。

加えて、どのような形でルールに表現したら良いか分からないという話もあり得るということで、優良事例

という形でも提示をさせていただいた。その上で、更に全国町村会の方もいろいろ取組をされているという話も伺っており、一緒に更に協議ルールの定着が進むように取り組んでまいりたい。

(高橋部会長) 具体的に、例えば留意事項を記載しない方向で検討中という団体については、私には解せないところがあるが、まだ2団体あるということである。このような団体については、出向いて説得するなりしていただかないと、強権的に呼びつけてもなかなか解決はできないと思う。そのような御努力を本来ならしていただきたかったが、そこはいかがか。

(国土交通省) 技術的助言という点で、どこまで実施したら良いのか我々も少し迷いはあるが、この2県については、技術的指針に記載しているから良いのではないかななどの理由であるため、そのようなものではないということに改めてしっかりと御説明しながら、今後の対応を御相談させていただきたいと思っている。

(高橋部会長) 技術的な指針に記載があるから大丈夫ということは、事例が出たら指針に従ってしっかりと対応するという。しっかりとルールを定めることは必要だとは思いますが、そういう意味では、そのようなところは現に支障が出てきたときにも対応できると信じていただいてよいのではないか。

(国土交通省) 部会長が言うように、そのような考え方はあるかと思うが、技術的指針というのは、位置づけとしてはあくまでいわゆる助言的なものに過ぎないため、実際にはしっかりとルール化をして、初めて効力が出るものである。運用指針に記載しているとおり、予め市町村ともよく調整をしたルールをしっかりと決めていただけることが一番大事であると考えている。

(高橋部会長) あと、支障事例があると御説明されたが、もともと計画に記載してあったところに反した形で開発してしまった事例が一つあったというのは了解したが、1例である。県が支障はあると言っても、市町村にとってみると見解の相違で、かつ客観的に見ても全国的な土地利用を阻害しないと思っている市もいると思う。そこはもう見解の相違で、お互いの団体ごとの全国的な開発についての意見が違っていたということに過ぎない場合もあるわけであり、そのような意味では、私は1個の例を理由にして支障があるとは言えないのではないかと思うが、そこはいかがか。

(国土交通省) 前回の御説明でも申し上げたが、地方公共団体の数では12団体から支障が生じると回答があった。

(高橋部会長) 繰り返すが、前回のヒアリングで納得のある事例として御説明いただいたのは1例であった。要するに、見解の相違に過ぎない場合が多いと我々は考える。具体の支障として納得ある御説明をいただいたのは1例だったと思うが、そこはいかがか。

(国土交通省) そこは少し見解の相違があるかもしれないが、我々としては、支障事例が生じている部分もあり、これから生じ得る部分もあると思っている。市町村が中心になってまちづくりに取り組んでいただくことについては、我々も異論はないが、やはり複数の市町村に跨るような、影響を及ぼす広域事案はあり得るため、部会長が言うように見解の相違は当然起こり得ると考えている。その点を上手く調整する仕組みを、法律上の協議同意でなく、しっかりとしたルール化ということで対応方針を記載しているため、そのような意味でも、しっかりと対応方針に基づいた留意事項の定着を、我々としては一緒に進めさせていただきたい。

(高橋部会長) 分権にふさわしい協議のルールを確立していただくことには、我々も全く異論はないところである。繰り返しとなるが、我々としては、先ほど言った事実上指針に従ってしっかりと実施するという県も含め、今の時点でそれなりに成熟しているのではないかと考えるが、そのようには思えないということか。

(国土交通省) 例えば留意事項③については、専門部会の中でも、3つの中で一番大事であるという御意見もいただいているが、これについては定着をしているというよりも、今のところそこまで顕在化しているものがないため、特段のルール化をしていないという話もある。では、今後支障が出てきたときにどうするのかということについて、今、何もルールがあるわけではないため、そのようなものは、予めルールで設定しておくのが良いのではないかという前提のもと、この協議同意という議論について、結論を出していければと考えているところ。

(伊藤構成員) もちろん、まだ都道府県の側の対応は不十分な点は多々あるのだと思うが、そもそもこの話の始まりは、市については同意を外している一方で、町村については外していないことの合理性は何かということであった。当初は、町村は都市計画の専門職員の体制が足りない、いろいろ開発したいという傾向、圧力があるという話であったが、そこはしっかりとルールを策定してやろうと、それであれば大丈夫ということで始まった話である。

今回、もちろんまだ不十分なところはあると思うが、私が見る限りでは、都道府県の側も少しずつ認識が深まってきており、平成30年という区切りで、同意がもしかしたら外れるかもしれないということを見据えた準

備状況はかなり進んできているのではないかというのが、認識が違うかもしれないが、私の個人的な評価である。

現状でも、市に関しては同意が外れているわけであり、ルールがなくともしっかりとやっているというところがかかなりある。そのようなところは、恐らく町村についてもしっかりとできるという自信があると思う。その根拠は何かというのはよく分からないため、本当はしっかりとルール化しなければいけないというのは御主張のとおりであると思うが、その点はもう少し、都道府県の他の準備状況や、あるいは認識という点も、これから実際にその制度が動き始めて対応できるところもあるかと考える。その部分に関しては、定着というものをもう少し中長期的に見た上で、町村の自主性を尊重する観点から同意を外すという御決断もあり得るのではないかと考えるが、この点については、いかがか。

(国土交通省) 構成員の言うとおりに、本件は長らく議論している中で、様々な意見の相違がある中で、平成 27 年の対応方針でこのような形で前に進めていこうということで閣議決定をして進めてきている案件であるため、我々もこの対応方針に則って、しっかりとルール化が図られるよう力を入れていきたいということで進めてきた。まさにこれは制度論であるため、協議同意を見直す前提としての仕組みが図られていくという前提で、これまで進めさせていただいていたということである。

残念ながら、今、このような状況にあり、先程御説明させていただいたとおり、これからつくってきたいというところも結構あるが、やはりまだ決めていない、実施しないというところもあり、実施しようと言っているところについても、まだ市町村と相談する前の案段階、案もまだ出来ていないところが大半という状況もある。残念ながら、まだ留意事項の定着が確定的に見通せている状況にはないと考えており、これを一日も早く定着させていくよう、我々としても引き続き対応していきたいと思っているところ。

(伊藤構成員) 定着したというのは、具体的にどのような状況であれば定着したと考えるのか。全てがルールを策定するのを待たなければいけないのか、それとも、ある程度着手する方向に動き出しているという状況であれば良いのか、その点についてはいかがか。

また、個々の都道府県の御対応というのなかなか難しく、他方で、全国知事会もこの件に関しては同意をしているため、都道府県全体の立場からすると、今回の件に関しては御提案については認めているという方向であり、その点、定着状況をどう理解したらよいのかということについて、お伺いしたい。

(国土交通省) 我々としては、基本的には全ての都道府県でルール化をしていただきたいと思っている。例えば市町村との関係で、話をしたがどうしてもルール化が難しいなど、個別の事情があれば、そこは考慮する必要があると思うが、基本的にはこの同意を外すかどうかという制度論であるため、全ての市町村で一定の制度的な枠組みができていただきたいと思っているところ。

知事会の話については、我々としてもそのようにお伺いしているため、そこは重く受けとめているところであるが、先程申し上げたとおり、一方で、この調査をした中では、12 の団体で同意を外すと懸念があるということを行っているところもあるため、現場が困らないような仕組みを議論していく必要があると思っているところ。

(高橋部会長) 平成 27 年に廃止の方向を含めて検討するということになっており、既に平成 30 年になっている。話を聞くと、全部のところではやらないとできないということでは、これは一つでもやらなければ未来永劫できないという話になる。制度化の方向で決めれば、そのような理解の必ずしも十分でない都道府県であっても全国に広げざるを得ない、調整せざるを得ないということがあると思う。全部についてできなければやらないというのは言い過ぎなのではないかと思うが、そこはいかがか。

(国土交通省) そのような御意見もちろんあると思うため、我々としては全部を目指してということがもともとあるが、最後、例えば幾つか事情があつて難しいという話があつたときに、それでも、ということまで申し上げるつもりはない。

(高橋部会長) 繰り返しとなるが、平成 27 年の閣議決定があるため、どう結論づけるのか、我々も苦慮するところがある。ここは事務局と最終的に調整し、我々は今年度以外してほしいとあくまでお願いしているおり、場合によっては政務に上げるといったことも含めて調整しなければいけないということもあるかもしれない。そこはよく事務局と御相談いただきたい。

引き続き御協力のほど、よろしくお願ひしたい。

<通番12：育児休業等の期間延長に係る手続の見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）資料33ページの説明だが、年度初めの2次調整というのは、随時申込みということで良いか。

（厚生労働省）提案団体ヒアリングにおいて、大阪市から説明があったように、内定通知をもらったが、辞退して、次の申込みの機会に申込みことを想定しているの、この2次調整というものは補欠的なものであるか、またはその後のものであるかにかかわらずということだと思っている。

（高橋部会長）秋頃の調整のときに内定したが、辞退して、それでその次の調整に結局漏れてしまった人も含まれるということか。

（厚生労働省）お見込みのとおり。

（高橋部会長）ただ、その場合でも、第1希望にわざと難しいところに応募する人は排除できないのではないかなと思う。意図してかなり倍率が高いところに応募されるのではないかな。

（厚生労働省）そのための対応策として、資料32ページの対応策（1）の提案をしており、資料中の真ん中の赤線部分だが、左側の選択をした保護者と、右側の選択をした保護者によって点数を変えるという扱いである。つまり、わざと落選する保護者の動機としては、保留決定通知書が欲しいということだと思いが、そのような内心の意図は推し量れない。一方で、緊要度というのは申込者によって様々であるため、より緊要度が高い方が上手く当選するようにするためにはどのようにしたら良いかということが、悩みだったと聞いている。右側の選択がされれば点数が下がって、内定する確率が低くなる。つまり、育児休業の延長が可能で他の保護者に譲っても良いという保護者は右側の選択をするだろうと思うので、内心の意図にかかわらず、対応策（2）の対象となるケースは相当減るのではないかなとは思う。

（伊藤構成員）資料32ページの左側の選択は直ちに復職を希望するということだと思いが、その場合、保留決定通知書が欲しい人は、右側の選択をすとももらえない可能性があるの、左側の選択をして、非常に人気の園に申し込む可能性はないのか。

（厚生労働省）私どもの考えているは、右側を選んだことによって点数が低くなって選ばれなかった人にも保留決定通知書は発行されることが前提である。

（磯部構成員）あえて厳しい選択を選ばなくても、最初から2次グループみたいのところに入っていれば、いずれにしても結果としては落選するだろう、保留決定通知書はもらえるだろうということなのか。点差はきちんと、本当は保育所に入りたいけれども、場合によってはしようがないという保護者と、本当は子が2歳に達するまで休みたかったり、復職する気はなかったりする保護者を適切に区別できるのか。

（厚生労働省）資料32ページの図であるが、複数の保護者が同時に申し込むことを想定している。同時に申し込む場合には、点数が高い保護者が保育所に入れて、点数の低い方が入れなくなる。そのため、例えば、保護者が人気の保育所に申し込みをする場合では、現在の手続きでは、点数の差がついていないため、本来入りたくない人が内定してしまうこともあるが、申込みの時点で左側の選択と右側の選択に分けてチェックを入れてもらって、内心はわからないところだが、右側の選択にチェックを入れた、ある程度育休を許容できる保護者については点数を下げるにより、複数の保護者が同時に人気の保育所を申込んだとしても、右側を選択した保護者は落ちやすくなるという運用を考えているということである。

（伊藤構成員）例えば本当は子が2歳に達するまで育児休業を取得したいが、不真正に左側を選択し、直ちに復職を希望することで点数を高めにしてもらい、かつ、人気の保育所を希望するとして、結果的に落ちましたという場合を防ぐために、資料33ページの対応策（2）がある。両者は繋がっていると理解して良いか。

（厚生労働省）どちらかという、資料33ページの対応策（2）は明らかに不正な意図を持っている保護者を想定しているものと考えている。第1希望に内定しても内定辞退ということが問題点だと思うが、第1希望に内定しているのに内定辞退ということは、そもそも保育所に入る意思がない可能性があり、ある程度外形的に捕捉できる。このような保護者については2回目の申し込みを行い、落ちるといような手続になって、保留決定通知書を受けることになるが、その際に保留決定通知書の備考欄等に当該経過を書くことにより、ハローワークで不正な意図ではないかを確認するといことを想定しているのが、資料33ページの対応策（2）となっている。

（磯部構成員）人気の保育所があるような地域で、たまたま倍率が高いのを利用してという人は資料32ページの対応策（1）の仕組みで対応し、そういうケースではない場合、誰でも第1希望で希望したら入れてしまうようなところであっても、資料33ページの対応策（2）できちんと落とすべき人は落とせるという趣旨なのか。想定している例としては、おおよそそういうことなのかなと理解したが、資料33ページで、確認審査して延長

の可否で否となった場合は、この人はどうなるのか。

(厚生労働省) 延長の可否で否となった場合は、結局保育所は落選し、厳格に取り扱うことになる、育児休業や給付の延長が認められないことになる。そのため、この問題は確認・審査のあり方をどう考えるかということ、この制度を用意することによる抑止効果をどのように捉えるかということの両面あると思っている。

(磯部構成員) 抑止効果というのは確かにあると思うが、結局、入れる保育所がなく、育児休業も延長できないとなれば、離職するしかないということで、離職を促すことになりかねないか心配なのが一つと、本当にどのぐらい審査するつもりなのか。その覚悟のほどはいかがなものか。

(厚生労働省) 保育所に入れなくて育児休業もできないと困るという指摘だと受けとめたが、この資料33ページのケースは内定した保育所を自ら辞退されたケースであるので、保育所に預けられないと困る保護者は辞退されないはずというのが出発点である。育児休業制度は、使用者に代替要員の確保も含め負担を強いている。また、雇用保険上の給付も、広く薄く徴収する雇用保険料を原資として給付する制度である以上は、制度として適切に運用しなければならないため、このような内定辞退した上で、さらに落選通知をもらってきたような保護者に対しては、制度の適正な運用という観点から、適正に運用していきたい。

(伊藤構成員) もとものの提案は、自治体として、事務的な負担がかなり重いということと同時に、非常に不真正な申請者がいることを何とかしたいという趣旨であるけれども、今回は不真正な対応についての提案をいただいていると思っている。多分、提案団体でもこれらの対応でかなり一定程度対応できるのかなと思う。他方で、確認等の事務を自治体の側にも新たにもお願いするようなことも出てくると思う。例えば、資料32ページの赤い点線で囲まれているチェック等の対応策(1)の対応は、本当に本人が同意しているということや、新しくこのような仕組みができたという説明や、書類確認等の事務も発生する。資料33ページの対応策(2)でも、どのような経緯で辞退したかも書かなければならず、その事務負担について、自治体側あるいは提案団体の理解が得られているのかどうか、あるいは得られるのかどうかということをお教えいただきたい。また、資料33ページに確認・審査というものがある、これは会社やハローワークが行うということだが、磯部構成員から発言があったように、ハローワーク側の審査体制をかなり充実させないといけない部分もあると思うが、その点についての見通しがあれば教えていただきたい。

(厚生労働省) 今でも自治体はいろいろな観点から、利用調整の審査をされていると思う。いろいろな要素を聞いて、加点、減点されていると思っているので、その中の要素に今回の対応策(1)が定型的に加わるということだと思う。このような制度に関しては、それぞれ私どもの必要性もあるし、自治体の事情もあり、両者がどこまで許容できるかということで話し合いをしていかないといけないと思っている。まだ正式に本部会での議論は経ていないので、この対応策で良い悪いということにはなっていないが、事務的な話し合いをする中で、今回、このような対応策を提案したところである。特に資料33ページに関しては、ハローワークの体制ということもあるが、先ほど説明したとおり、本制度の背景にある育児休業や育児休業給付というものは、そもそもどのような制度で、どのような場合に延長が認められるのかということ、正しく理解いただくことが一番の前提であり、いわば善意や誠意の上に成り立っている制度であることが大前提だと思っている。そのため前提が成り立たないことによって過度に事務負担が増大していくことがないようにすることが必要だと思っている。

(厚生労働省) 保育担当局としての補足であるが、利用調整で何が一番自治体にとって手間かということ、ポイントが同じぐらいの保護者でどの保護者を優先するのかということであり、ヒアリングをすること等が一番手間となっている。今回、この左側の選択と右側の選択において、ポイントがある程度大きく差がつくということになれば、その後の手間な作業はかなり軽減されると思う。

(磯部構成員) 資料33ページであるが、2次調整で申込みをするためには、1次調整の際に必ず申込みしなければならない制度なのか。要するに、1次調整で内定の上、内定辞退するという手続きは省略して、2次調整の段階で初めて申込むということはないのか。

(厚生労働省) もちろん、2次調整から申し込みすることは可能。例えば、引越したため、1次調整に間に合わなかった保護者はいるので、そのような保護者が2次調整から申込みをすることはあると思う。ただ、今回の資料33ページのこのケースは、あくまでも内定辞退をしたという履歴のある方の場合についての取扱いであるため、2次調整等で初めて申込みをする保護者は、内定辞退の履歴がそもそもないため、対象外である。

(磯部構成員) 保留決定通知書の入手を希望する保護者は内定辞退という履歴を残したくないため、引越してきた人と同じようなタイミングで申込むということはないか。そこまで制度を熟知した人は防げるのか。

(厚生労働省) その場合は、32ページの選択方式で、どちらにチェックされてくるかということで対応することができる。例えば、前回のヒアリングでも議論があったかと思うが、結局、内心の意図は最終的に量りかねるという中で、どれだけ多くの申込みに対して、また、自治体や国や事業主の負担をできるだけ少ない方法という観点で考えなければいけない。いろいろ制度や手続を研究された保護者については、最終的には内心の意図は量れないのではないかと思うが、少なくとも冒頭に説明したとおり、内定辞退という外形で制度の趣旨に則っていない保護者については、このように対応しようということを提案している。要するに、内心の意図を覗くことはできないので、そこは完全には防ぐことはできないということを認めざるを得ない。

(高橋部会長) 機部構成員が指摘したように、ずるい人だと1次調整を省略して、あえて2次調整から申込む保護者もいるかもしれない。資料32ページの対応策(1)も、私だったら点数が下がるチェックはしないと思う。このチェック欄が本当に機能するかはよくわからないところがあるため、もう少し長期的に検討いただいたら非常にありがたい。長期的な形で実現可能性のある案を検討いただきたい。そもそもこの制度は待機児童がないことを前提に保護者が自由に行かせたい保育所等を多様な供給の中で選んでという非常に良い制度であるが、待機児童が発生しているがゆえにいろいろとひずみが出てきていると思う。ハローワークが本当にきちんとチェックし切れるのか、かつ、そのような対策を始めた途端に世の中からかなりの批判が出るかもしれないということもあり、もうちょっと根本から考えていただくことが必要なのかなと傍から見ていて思うが、その点はいかがか。

(厚生労働省) 根本からというのは、育児休業制度や育児休業給付制度自体という指摘か。

(高橋部会長) 両制度を切り離すことを含めて、両制度を連動させるかどうかや連動の在り方自体を考えるとということである。

(厚生労働省) 育児休業制度と育児休業給付の連動の在り方をどう考えるか、今は育児休業や育児休業給付は例外的に個別延長という仕組みであるがこの期間の問題をどう考えるか、育児休業等の取得の時期をより柔軟に考えたらどうか等、いろいろな考え方はあり得ると思う。それは指摘として受けとめたいと思う。一方で、部会長から説明があったように、この問題は待機児童というものがあって、保育所整備が追いついていないところで生じているという側面があり、保育行政としてどう捉えるか、休業制度としてどう捉えるかという制度的な側面のせめぎ合いの部分もある。そこはどう考えていくべきかというのは、もう少し長い期間で考えていかなければならないというのは指摘のとおりだと思う。ただ、一方で、現実にこのように一部の保育所に集中している現象があり、また、この育児休業や育児休業給付の制度については、もともとは子供が1歳まで取得できるというところを徐々に事業主側の理解を得て、ここまで延ばしてきているということもある。そのような中で、一つは現実的にどういう対応ができるかという当面の対応の話と、もう一つは、もう少し長い期間で制度的にどう捉えていくかという話、両者あるという前提で、当面の運用面の話としては、今日説明したことも一つの当面の解決策になるのではないか。その上で、中長期的により本質的な問題解決の在り方はどうあるべきか、ここはある程度分けつつ、並行して考えていくことが必要なのではないかと思っている。

(高橋部会長) とにかくこれらの対応策が機能するかどうか、我々も今日説明を聞いた中で、にわかには理解できないところもある。事務局を通じていろいろとやりとりをしたいと思う。そういうことで、閣議決定まで含めていろいろと調整をお願いしたい。

(厚生労働省) 自治体とも話をしたいと思う。

(高橋部会長) ありがとうございます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)